



日・イラン受刑者移送条約



背景

日本

- イラン人受刑者: 155名
(2015年11月末現在。全外国人受刑者2,825名の約5%。国籍別で第4位。)
- 欧州評議会が作成した受刑者移送条約(CE条約)に加入(2003年)。その締約国(我が国を除き63か国)との間で、受刑者移送が可能。
- タイ及びブラジルとの間で、二国間の受刑者移送条約を締結。(タイ:2010年, ブラジル:2016年)。

イラン

- 日本人受刑者: 4名
(2016年1月現在。)
- CE条約には加入せず。
- 10か国^(注)との間で二国間の受刑者移送条約を締結。
(注)アゼルバイジャン, アフガニスタン, イラク, インド, ウクライナ, カタール, クウェート, シリア, タイ及びトルコ

主な内容

⇒ 受刑者に対して本国で刑に服する機会を与えるための日・イラン間の移送に係る手続等について定める。

裁判国



受刑者

「言語」や「習慣」の異なる外国から
本国の家族等との面会困難

執行国



受刑者

受刑者の本国へ
円滑な社会復帰の準備

受刑者: 裁判国又は執行国に対し, 移送の関心を表明可能。(第2条)

裁判国/執行国: 移送を要請可能(第2条)

移送

【移送の主な条件】(第3条)

- ◆ 移送の対象となる受刑者が執行国の国民等である。
- ◆ 判決が確定している。
- ◆ 残りの服役期間が6か月以上残っている。
- ◆ 裁判国での法令での受刑者の犯罪行為が執行国においても犯罪となる。
- ◆ 受刑者, 裁判国, 執行国が移送に同意している。

意義

受刑者に本国において刑に服する機会を与える → 受刑者の改善更生及び社会復帰を促進